

議案第13号

匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年匝瑳市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項各号列記以外の部分中「100分の135」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員のうち規則で定める者であって、任期の定めが6月以上のもの（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）に対し、それぞれの基準日以前6月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

4 フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の不支給及び支給の一時差止については、給与条例第27条第5項において準用する給与条例第25条及び第26条の規定の例による。

第24条第2項各号列記以外の部分中「100分の135」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員のうち規則で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するものに対し、それぞれの基準日以前6月以内の期間における当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

(1) 任期の定めが6月以上の者（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）

(2) 定められた1週間当たりの勤務時間（勤務時間が週によって異なる者にあつては、定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間）が規則で定める時間以上の者

2 パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額（日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める方法により月額に換算した額）とする。

4 パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の不支給及び支給の一時差止については、給与条例第27条第5項において準用する給与条例第25条及び第26条の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(匝瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第27条第1項」の次に「又は匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年匝瑳市条例第12号）第13条の2第1項若しくは第24条の2第1項」を加え、「(会計年度任用職員を除く。)」を「(会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める者を除く。)」に改める。





2 フルタイム会計年度任用職員に対する勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に対して支給する勤労手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤労手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

4 フルタイム会計年度任用職員に対する勤労手当の不支給及び支給の一時差止については、給与条例第27条第5項において準用する給与条例第25条及び第26条の規定の例による。

第14条～第23条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 略

2 前項の場合において、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤労手当)

第24条の2 勤労手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員のうち規則で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに対し、それぞれの基準日以前6月以内の期間における当該パートタイム会計年度任用職員それぞれの基準日に応じて、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

(1) 任期の定めが6月以上の者（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）

第14条～第23条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 略

2 前項の場合において、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

(2) 定められた1週間当たりの勤務時間(勤務時間が週によって異なる者にあつては、定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間)が規則で定める時間以上の者

2 パートタイム会計年度任用職員に対する勤め手当の額は、勤め手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する勤め手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤め手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤め手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額(日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める方法により月額に換算した額)とする。

4 パートタイム会計年度任用職員に対する勤め手当の不支給及び支給の一時差止については、給与条例第27条第5項において準用する給与条例第25条及び第26条の規定の例による。

以下 略

以下 略

